

令和7年度第2回人権を尊重するまち三鷹審議会 会議録	
日時	令和8（2026）年3月12日（木）午後6時30分から午後8時まで
場所	三鷹市教育センター3階 第三中研修室
出席委員	秋月 弘子、田原 遊太、坂本 ロビン、岡田 敏弘、溝口 暁史、丸山 まさよし、室山 敏子、泉澤 和行、山川 かなめ（委員名簿順、敬称略）
欠席委員	木下 英典（敬称略）
市側出席者	企画部長石坂 和也（事務局） 健康福祉部調整担当部長隠岐 国博 子ども政策部長近藤 さやか 企画経営課平和・人権・国際化推進係長貝原 岳、同係山際 陽子（事務局）
会議の公開・非公開	公開
傍聴人数	5人
<p>1 開会</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 個別条例の検討状況について</p> <p>ア 認知症とともに生きるまち三鷹条例</p> <p>（資料 2-1）、（資料 2-2）に基づき、「認知症とともに生きるまち三鷹条例」について健康福祉部より説明した。</p> <p><意見交換></p> <p>[A委員]認知症の方が政策形成に関わるイメージについて伺いたい。認知症の方の家族の意見が反映されるということなのか、施設職員などの支援者が間に入るようなイメージなのか。</p> <p>→[隠岐健康福祉部調整担当部長]三鷹市認知症地域支援ネットワーク会議で議論しながら条例を検討してきた。その中には認知症の当事者の方や、家族介護の経験がある方も入っている。来年度以降、計画を検討する際にも、そのような方に会議メンバーに入っただき検討する予定である。</p> <p>[B委員]（資料 2-1）第7条第3号の認知症の早期発見について、家族で一緒に暮らしている方は認知症であることに気付きやすいと思うが、一人暮らしの方は、認知症にどのように気付くことができるのか伺いたい。</p> <p>→[隠岐健康福祉部調整担当部長]独居の方の健康状態の把握は課題であり、地域とのつながりが大切であると認識している。認知症サポーター養成講座で認知症の状態を理解し、地域の方がそのような場面を目にした時に、周囲に発信できる状態にすることが重要であると認識している。地域包括支援センターが地域の高齢者の方の相談窓口になっている。地域で支える仕組みを作りたい。</p> <p>[C委員]パブリックコメントでは切実な意見が挙がっている。今後条例のもとに策定するとされている計画の内容が重要となるが、いつどのように作成していくのか。単年度か、長期か、また公表されるかについて伺いたい。</p> <p>→[隠岐健康福祉部調整担当部長]法定により高齢者計画、介護保険事業計画を策定することになっている。令和9年度から11年度の3年間の計画を令和8年度に策定し、公表する。この計画と一体的に認知症施策の推進に関する計画を策定する予定である。認知症施策については、第8条第4項にあるとおり、実施状況を定期的に公表して市民にお示しする。時期については、毎年度お示しすることを想定している。令和8年度には、計画を検討する会議を開催する。</p> <p>[田原副会長]前文の「これまでどおりの生活を営むことが難しくなる」といった社会通念上の障壁」という表現について確認したい。「これまでどおりの生活を営むことが難しくなる」のは当然であるという理解でいた。これは、（資料 2-2）の No. 3でも認知症の定義について、「脳の疾患等により日常生活に支障が生じている「状態」と記載されていることからしても、事実と思われる。そのため、それが「社会通念上の障壁」とあるとの指摘に違和感がある。（資料 2-2）の No. 4でも、「認知症になると何もできない」といった社会的な偏見などに対して、条例が真っ向から立ち向かう姿勢を示してほしい。」という意見に対して、「これまで通りの生活を営むことが難しくなる」といった社会通念に伴う障壁を地域全体の課題として捉え直す」と記載があるが、意見中の「何も</p>	

できない」といった社会的な偏見」は良く理解できるが、なぜかその回答では「難しくなるといった社会通念に伴う障壁」に表現を変えており、この回答には同じ違和感がある。「難しくなる状態」と「何もできない状態」では意味合いが異なるし、社会的な偏見・障壁は、後者における理解に存在すると私は理解していたが、この点について、なにか意見は出なかったか。

→[隠岐健康福祉部調整担当部長]特に意見が出なかったというのが実際のところである。認知症の方に対して、その方をケアする対象と捉え、何もしなくていいと考えるのではなく、できることはあり、できることをしっかりやっていただく、やりながら過ごしていただく社会に変えていく。そのような考えで、現在の表現になっている。特に若年性認知症の方は、経済状況は高齢の方とは異なる。第6条事業者等の役割にあるように、就労の継続も視野に入れている。認知症の方が同じことをできるかという課題はあるが、できることをしながら過ごしていただくという考えである。

→[田原副会長]説明を聞くと理解できるが、文章だけを読むと違和感が残ってしまう。上手く表現に落とし込んでいただきたい。

→[隠岐健康福祉部調整担当部長]小中学生にも様々な意見をいただき、分かりやすく伝えることが重要であると考えている。条例を制定して終わりではなく、今後ご理解いただく必要があるため、逐条解説で補いたい。また、小中学生にも理解していただけるよう工夫していきたい。

認知症の方の生活のしづらさについては、本人の症状や状況ではなく、社会側の認識や意識によって生じているという考えがスタートにある。社会側が変わっていかなければならない。分かりやすい表現については逐条解説の中で補いたい。

→[田原副会長]認知症に関する社会の誤解を解くことができるようにという思いがあると考えている。表現については引き続き検討していただきたい。

イ 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）

（資料3）に基づき、三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）について子ども政策部より説明した。

<意見交換>

[D委員]（資料3）第22条第2項に、三鷹市子どもの擁護委員（以下「擁護委員」という。）は3人以内とあるが、子どもの権利侵害を救済するための人数は3人で足りるのか。

→[近藤子ども政策部長]基本的には擁護委員の前に、相談員が話を伺うことになっている。相談員が擁護委員に繋ぐ方が安心できると判断した場合に繋ぐ。人数は先行自治体を参考にした。

[A委員]第16条で、「すべての子どもに教育を受ける機会が等しく与えられるよう」とあるが、義務教育の中で、どのような場合に差が出ると考えられるのか伺いたい。

→[近藤子ども政策部長]不登校で学校に行くことができない子どもにも教育を受ける機会を設けることを意図している。

→[秋月会長]学校に行かなくても教育を受けられる機会を提供することは大切だと思う。

[E委員]「すべての子ども」には、外国籍の子どもも含まれているのか。外国籍の場合、小学校入学前に、就学案内のはがきが来ない場合があり、そのときは親が小学校に行って確認するしかないと聞いている。三鷹市での状況を確認したい。

→[近藤子ども政策部長]国籍は関係なく、住民登録されていれば、案内は送られるが、住民票がなくても、申し出があれば調査のうえ対応していると認識している。

→[秋月会長]住民登録がない場合は自治体が出入国在留管理庁と連携できるのか。

→[近藤子ども政策部長]出入国在留管理庁との連携については、お答えするのが難しい。

→[石坂企画部長]出入国在留管理庁と自治体の連携については調べて、後日回答する。

[C委員]第12条は、「子どもにかかわる施設」という表現になっている。あえて「学校」という表現をしていないのか。

→[近藤子ども政策部長]学校以外にも、児童館、コミュニティセンター、民間の施設、公園などがあるため、それらすべてを意味する「子どもにかかわる施設」という表現にしている。

[C委員]第15条に「成長や発達に応じた適切な養育のもとで健やかな生活を送ることができるよう」とあるが、学校の先生は大変だと思う。外国人の生徒が多い場合、日本語をどう理解してもらえるか、学校だけに任せるのではなく、市役所が語学などについてフォローできると良いと思う。

→[近藤子ども政策部長]日本語指導の派遣は行っている。また、家庭に変化があるお子さんについて

ては、子ども家庭支援センターが保護者も含めて支援を行う。条例制定後には、今まで以上に支援を行っていく必要があると考えている。

→[石坂企画部長]三鷹国際交流協会（MISHOP）が外国籍の子ども向けに土曜日に日本語教室を開催している。語学サポートのニーズが増加しており、支援体制が十分ではないという声が挙がっている。三鷹国際交流協会（MISHOP）も含めて相互連携して支援することが課題であると認識している。

→[C委員]三鷹市内には多くの外国籍の方が生活しているため、支援はしっかり行っていただきたい。

[F委員]第13条の「事業者等」には、どのようなものが含まれるのか。営利を目的とする事業者も含まれるのか。

→[近藤子ども政策部長]飲食店や会社などが事業者に含まれる。事業者が子どもの声を聞かないことがないようにしていただきたいという意図がある。営利組織だけでなく、非営利団体等、社会的に活動を営む主体を広く含んでいる。

(2) 性の多様性を理解し行動するための職員ガイドブック（案）

（資料4-1）、（資料4-2）に基づき、性の多様性を理解し行動するための職員ガイドブック（案）について事務局より説明した。

<意見交換>

[D委員]職場で例えば「佐藤さんはいますか。」と聞かれた時に、これまでは「うちの職場には男性と女性の佐藤がおります。」と回答していたが、そのような会話も不安になってしまう。そういったことも検討していただけたら良いと思う。

→[G委員]職場での呼び方について、下の名前まで呼ばれることがつらいということも考えられるので、名前の頭文字を加えるなど、本人にとって違和感のない呼び方をする方が良いと思う。女性か男性かを決めつけるというよりは、「メガネをかけた方の佐藤」のような表現も検討できると思う。また、講演会などでは「青い服を着た方」というような表現をすることもある。また、髪型などの直接性別を示さないような言い方も活用できる。他に良い呼び方があれば伺いたい。

→[貝原企画経営課平和・人権・国際化推進係長]難しい問題だと感じている。10 ページには、「市民対応の際、職員への配慮も必要で、市民から折り返しの電話を受けた際など、最初から性別を尋ねるのではなく、お問い合わせの内容から確認するように」と記載している。性別から判断するのではなく、問い合わせの内容によって、対象の職員に取り次ぐことも例として挙げられる。各職場で考えて、本人と相談しながら決めるのが良い。

→[A委員]難しいことだと認識している。一度でもお会いした方であれば、性別以外の特徴も分かるが、電話対応などでは、性別を確認せざるを得ない場面も想定される。実務上の難しさも課題である。

→[山際企画経営課平和・人権・国際化推進係主査]実務上、どのように対応すべきか検討したが、無意識のうちに性別で判別してしまう習慣に気付くことがまずは重要であると再認識した。

→[G委員]社会の側が変わっていく必要がある。性的マイノリティの方は、自分とは違う人だと思われやすいが、それは男性か女性かを判断する習慣が染みついているからである。性別の優先を下げるだけでも、息ができる、生きられる人がいるということを想像できると良いと思う。

LGBTの方の60%以上、障がいや難病の方の約80%が自殺を考えたことがあるというデータもある。三鷹市のSOGI相談（性の多様性に関する相談）への取り組みなどを通じ、他分野と同様に社会の障壁を減らしていくべきである。

→[B委員]会社でも同じ名字の方が複数いる場合、本人自ら下の名前を名乗っている。男性か女性かを気にするよりもまず業務を正しく、間違いなく対応することが大切だと思う。

[石坂企画部長]アンコンシャスバイアスにより、無意識に相手を傷つけてしまう可能性があることを自覚しなければならない。物事をステレオタイプに決めつけがちだが、それが相手に苦痛を与えることを実感した。ガイドブックの内容を事務局だけの理解に留めないことで、研修を通じて現場でどう生かしていくかが今後の課題である。

(3) 令和7年度人権啓発活動

(資料 5)に基づき、令和7年度人権啓発活動について事務局より説明した。

<意見交換>

[A委員]令和7年度は羽沢小で人権教室を行った。年度ごとに別の小学校で実施するのか。

→[山際企画経営課平和・人権・国際化推進係主査]人権教室は、輪番制ではなく、学校からの要望に基づき、人権擁護委員が出向している。法務局からは、短時間でも全小学校で実施できるよう積極的な取組を求められているが、委員の人数や学校側のスケジュールの都合もあり、全校での実施には課題がある。そのため、現在は要望のあった学校にて実施している。

3 その他

・次回の審議会は8月～9月に開催予定。

[秋月会長]国連の調査によれば、ジェンダー平等が進んでいるとされる西欧・北欧諸国を含め、世界中の約9割の人が無意識のステレオタイプやアンコンシャスバイアスを抱いているという結果が出ている。国連の女性差別撤廃委員会においても、このステレオタイプの問題は重要な議論の対象となっている。

本年10月には、女性差別撤廃条約の解釈を補足する「一般勧告」が新たに策定される予定である。これはステレオタイプへの対応を目的としたもので、司法・行政・立法の各部門および民間企業に対し、留意すべき点や公的機関が取り組むべき事項を勧告する内容となっている。

現在、4月末までパブリックコメント受付中である。ぜひ意見を寄せていただきたい。

4 閉会

以上